

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく(随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
宿毛湾港みなとカメラシステム等設計業務 R5.10.6～R6.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官代理 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 所副所長 横山 肇 高知県高知市種崎874	R5.10.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	21,527,000	20,900,000	97.09%	-	公社	国認定	1者	
四国における次世代高規格ユニットロードターミナル形成に向けた適用性検討業務 R5.10.11～R6.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 森 信哉 香川県高松市サンポート3-33	R5.10.11	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	12,573,000	12,540,000	99.74%	-	公社	国認定	1者	
R5-9河川情報共有構築・活用検討業務 国土交通省関東地方整備局管内 R5.11.15～R10.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池 下一文 北海道札幌市北区北8条西2丁目 支出負担行為担当官 東北地方整備局長 山本 巧 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 遠藤 仁彦 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 支出負担行為担当官 中国地方整備局長 中崎 剛 広島県広島市上八丁堀6-30 支出負担行為担当官 四国地方整備局長 佐々木 淑充 香川県高松市サンポート3-33 支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 寛貴 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R5.11.14	設計共同体 (公財)河川財団4者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、河川管理業務の効率化を図るための河川情報共有支援ツールの整備手法について技術提案を求めたため、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R5-9河川情報共有構築・活用検討業務河川財団・日本工営・ニュージェック・パスコ・八千代エンジニアリング設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、R5-9河川情報共有構築・活用検討業務河川財団・日本工営・ニュージェック・パスコ・八千代エンジニアリング設計共同体は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	2,199,560,000	2,199,483,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
松山港みなとカメラシステム検討業務 R5.11.17～R6.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所 所長 近藤 徹 愛媛県松山市海岸通2426-1	R5.11.17	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	16,038,000	15,730,000	98.08%	-	公社	国認定	1者	
浜尾遊水地環境及び利活用実態調査検討業務 福島河川国道事務所管内 R5.12.14～R6.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 福島河川国道事務所長 丸山 和基 福島県福島市黒岩字榎平36	R5.12.13	浜尾遊水地環境及び利活用実態調査検討業務リバーフロント研究所・日本生態系協会設計共同体 (公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24 (公財)日本生態系協会 東京都墨田区西池袋2-30-20	1010005018655 6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、浜尾遊水地の環境及び利活用等の現状を踏まえ、魅力ある水辺空間・地域の賑わい創出に向け、多様な主体との連携・協働による維持管理及び利活用促進の方策を検討するため、左記業者と随意契約を行うものである。	10,098,000	10,010,000	99.13%	-	公財	国認定	3者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R5・R6荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務 関東地方整備局管内 R5.12.19～R6.12.13 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 村田 啓之 埼玉県川越市新宿町3-12	R5.12.18	設計共同体 (公財)日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定が行われた。 R5・R6荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務日水コン・日本生態系協会設計共同体は、技術提案書をふまえ該当業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	41,844,000	41,844,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。